

家族面接室



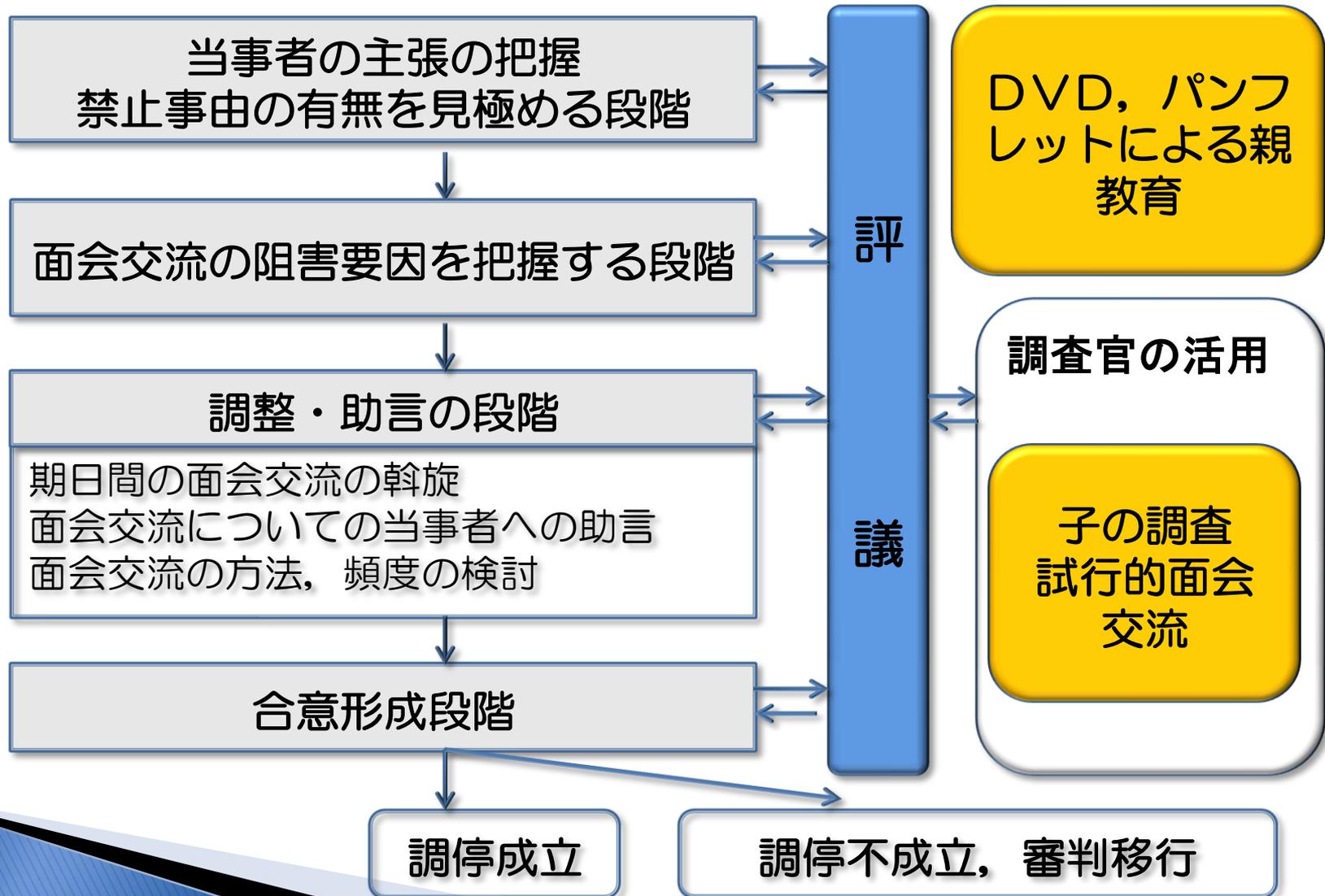
家族面接室



観察室

面会交流調停の流れ

【調停進行段階】



調停で取り決める内容



▶ 一般的な調停条項

相手方は、申立人に対し、申立人が未成年者らと(原則として)、月〇回(以上, 程度)面会交流することを認める。面会交流の日時, 場所, 方法等の具体的な内容については、子の福祉を慎重に配慮し、当事者間で事前に協議して定める。

- ## ▶ 個別具体的に定める場合に取り決める事項
- 頻度, 場所, 受渡し方法, 日程の変更方法
 - その他の約束事

ご検討いただきたい事項

- ▶ 子にとっての面会交流の意義や重要性について父母に理解を促す
- ▶ 子の福祉に適う円滑な面会交流を実現する



当事者への働きかけ(親教育)の工夫
DVD, リーフレットの活用方法

